令和４年度第３回佐倉市環境審議会（公開）

会　議　概　要

日時	令和４年１２月２３日（金）午前１０時３０分～午前１１時４５分
会場	佐倉市役所　議会棟２階　第３委員会室
出席委員（１０名）	
	井上　隆夫　委員（公募市民）
	草場　孝志　委員（公募市民）
	佐藤　光雄　委員（公募市民）
	百目木　純子　委員（公募市民）
	髙山　順子　委員（千葉県立中央博物館　主任上席研究員）
	武間　豊夫　委員（元千葉県　都市部長）
	中村　圭三　委員（敬愛大学　名誉教授）
	原　慶太郎　委員（副会長）（東京情報大学　名誉教授）
	本橋　敬之助　委員（会長）（元（公財）印旛沼環境基金　上席研究員）
	大木　英子　委員（佐倉商工会議所）
欠席委員（２名）	
	斉藤　芳江　委員（千葉みらい農業協同組合）
	古林　聖哉　委員（佐倉市校長会　会長）
事務局	環境部　宮本部長
	生活環境課　布施課長、阿部班長、南谷主査補、山下主査補
	廃棄物対策課　西野班長
傍聴人	０名

会議次第

１．開会

２．環境部長あいさつ

３．議事

第２次佐倉市環境基本計画（素案）　及び
第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）　の
改定について（答申）

（１）事前にいただいたご意見について

（２）質疑応答

（３）答申について

４．答　申

５．市長あいさつ

６．その他
７．閉　会

会議内容

１　開会

事務局（生活環境課長）により開会

２　環境部長あいさつ

３　議事

第２次佐倉市環境基本計画（素案）及び第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）の改定について（答申）

【司会（生活環境課長）】

これから会議次第の３．議事に入ります。

本日の議事でございますが、「第２次佐倉市環境基本計画（素案）及び第二次佐倉市地球温暖化実行計画（事務事業編）（素案）の改定について」の１件でございます。

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市環境審議会条例に基づき、本橋会長にお願いいたします。

【議長（会長）】

それでは、議事を進行させていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

今日の議事は、次第にありますように「第２次佐倉市環境基本計画（素案）及び第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）の改定について」であります。

この件については、先月１１月１４日の審議会で、計画改定にあたり審議を受け、改正の経緯、事前の意見、主張、それに対する回答を通した具体的な内容説明を受け、今回は２回目の審議となります。

前回の会議前および会議後の意見を受けた修正案については、「改定素案 Ver.２」として、すでに委員の皆様に郵送されたところですが、その後、これに対する質問や提案等がさらに事務局に寄せられていることから、前回会議以降に提出されたご意見とあわせて、当局の考え方、また修正を行った部分等の説明をしていただき、そして質疑応答を行い、その後、答申について検討を行いたいと思います。

ご発言されるかたは挙手のうえ、私が指名いたしますので、事務局のマイクの

準備が整いましたら、着席のままで、ご発言願います。
　それでは、事務局から説明をお願いします。

【生活環境課】
　私からは、第２次佐倉市環境基本計画にかかるご意見・対応一覧について、順にご説明いたします。
　資料『ご意見・対応一覧について』の（２回目）と書いているものをご覧ください。また、資料１－２も併せてご参照ください。
　計画の２６ページ成果指標のところですが、「① COD の値について、２０２５年度の中間値目標９ｍｇ/L と、８３ページ千葉県の動向に記載の目標１０ｍｇ/L との整合性は取れていますか。」 というご意見がございました。これに関しては、２６ページに記載の『９mg/L』は、印旛沼流域水循環健全化会議が策定した「印旛沼流域水循環健全化計画」の目標設定を引用しております。また、８３ページに記載の『１０mg/L』は、千葉県が策定した「湖沼水質保全計画（第８期）」の目標設定を引用しております。
　「②本市目標は９mg/L とする、と理解して宜しいですか。」ということに関しましては、本市目標は、「印旛沼流域水循環健全化計画」の『９mg/L』を引用しております。
　続きまして、計画３３ページの現状と施策展開の方針というところで、「引き続き、ポイ捨てや不法投棄の多い地域は隠しカメラなどで対処し検討する。」
　ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を修正いたします。なお、内容は前回お示しした通りとなっております。
　続きまして、６９ページ竹林の管理というところで、修正案といたしまして、事業実施の目的として、「周辺の安全や美観の向上を図る。」事業展開イメージとして、「竹林所有者が本市所管部門の協力を得て、枯れたり倒れたりした竹を除去する。」と追記すべきとのことでしたが、記載の内容は、２０１９年に本計画を策定した時に開催した「佐倉の環境を考えるワークショップ」でのグループにおける検討の成果（概要）を整理したものであるため、原案のとおりといたします。
　続きまして、８３ページ参考資料、千葉県の動向自然共生社会の形成に向けた取組につきまして、「手賀沼や霞ヶ浦（茨城県）はかつて全国的にも水質が悪い湖沼でしたが、国・県・自治体・地元住民や事業所の様々な取組によって、水質が大幅に改善しました。印旛沼は本市の貴重な観光資源です。本市が県や周辺自治体を主導し、水質改善に取り組まれることを希望します。」というご意見をいただきました。こちらご意見として承ります。
　続きまして、資料『ご意見・対応一覧について』の（３回目）と書いているも

のをご覧ください。
　計画の３３ページについて、「畔田の不法投棄の多い道路に面した農家と知り合いのため、この件を話したら協力しますとの回答を戴いた。地元の市議会議員の方にも動いて戴きたい。」とのご意見をいただきました。こちらご意見として承ります。
　続きまして、８３ページ参考資料の部分について、「印旛沼は水深が浅いと聞いているが、浚渫工事等の市の計画案はありますか。」とのことですが、現時点においては、浚渫工事等の計画はございません。
　私からは以上です。

【生活環境課】
　私からは、第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び第二次佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）運用手引きにかかるご意見・対応一覧について、ご説明いたします。
　資料『ご意見・対応一覧について』の（２回目）と書いているものをご覧ください。また、資料２－２も併せてご覧ください。
　計画の期間について、「必要に応じて見直しを行います。」という文言から、「数値を公表して厳正な見直しを行います。」に変更してはどうかというご意見がございました。
　こちらは、毎年の進捗管理において排出量を集計し、ホームページ等により公表していることから、原案のとおりといたします。
　資料の１３ページ自動販売機の項目について、「省エネルギータイプの自動販売機に切り替え、設置数を必要最低限に減らす。」という修正案をいただきました。
　ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を「省エネルギータイプに切り替え、利用状況に応じた適正な設置台数とする。」と修正いたします。
　１４ページをご覧ください。公用車の導入における省エネルギー対策について、「公用車の使用状況を把握し、配置や台数を極力減少させる。」との修正案をいただきました。
　こちらについては、現在、公用車の適正な稼働率を維持するよう、配置や台数の適正な調整がおこなわれております。また、同項目内『②適正利用の推進』に記載の、短距離移動での徒歩・自転車利用や、遠距離移動での公共交通機関の利用が記載されていることから、原案のとおりといたします。
　同じく１４ページの「①再生可能エネルギーの導入」について、公共施設の屋上に太陽光発電を設置し、駐車場のスペースを利用するといったより具体的な記載にしてはどうかとご意見がございました。

こちらについては、電力販売契約という手法を重視しているということと、この手法には、いただいたご意見である太陽光発電の設置であるとか、駐車場の駐車スペースを利用するといったものが含まれており、ご意見を網羅していると判断し、原案のとおりとさせていただきます。

同じ項目について、バイオマス発電又は同エネルギーの利用、地中熱・下水熱の利用、小水力発電の導入等について「検討する。」から「推進する。」という文言に改めるべきというご意見をいただきました。

当市施設において、地中熱利用設備は導入事例があるものの、バイオマス発電や小水力発電の導入に向けた具体の取組は、当市は知見を蓄積している段階であり、今後の検討課題となるため、原案のとおりといたします。

同じく１４ページ②環境配慮契約の推進について、「１００％再生可能エネルギー由来の電力調達を検討する。」から「推進する。」に改めるべきとのご意見をいただきました。

こちらについては、ご意見を踏まえ、ご指摘のとおり修正いたします。

１５ページの職員に対する啓発等について、「通勤には必要な人以外は自動車を使わず、公共交通機関、自転車、徒歩を利用する。」と追記すべきとの案をいただきました。

ご意見を踏まえ、「通勤には、可能な限り公共交通機関や自転車の利用、徒歩とする。」と修正いたします。

同じく１５ページの、学校、幼稚園、保育園およびその他施設の項目において、省エネ設備の設置について、太陽光発電設備も追記してはどうかというご意見でございますが、ご指摘を踏まえ、再生可能エネルギー設備について追記いたしました。

資料の１７ページ重点取組の公用車への電動車の導入について、
「公用車の省エネルギー対策」として、１４ページ４）のタイトルと統一すべきというご意見をいただきました。

「１７ページ（３）公用車への電動車の導入」は、「１４ページ４）公用車の省エネルギー対策」の中から特に重点的に取り組むべき項目を表していることから、原案のとおりといたします。

同項目において、仕事での移動方法について、近距離であれば自転車や徒歩、遠距離であれば公共交通機関を利用するといったことを書いてはどうかというご意見がございました。

こちらは、別冊子に運用の手引きというものがあり、そちらに職員の行動のルールを定めたものがあります。そちらに同様の表現が記載されていることから、原案のとおりとさせていただきます。

同じく職員に対する啓発の部分に、通勤には必要な人以外は自動車を使わず、

公共交通機関、自転車、徒歩を利用する。と記載すべきという意見がございました。当計画では、佐倉市役所からの温室効果ガスの排出量の算定において、職員の通勤による排出量は含まれないことから、原案のとおりといたします。

１８ページをご覧ください。１８ページ以降については、ロードマップとして、重点取り組みの中でさらに細分化したことを書いてあります。こちらについて、このロードマップを達成すれば、 ２０３０年度の目標を達成するといったことをしっかり明記してはどうか、といったご意見がございました。

こちらのロードマップについては、すべて達成したとしても目標値に到達するわけではなく、目標達成に向けて特に重点的に推進する取組みと位置づけており、目標とは一致しないことから、原案のとおりといたします。

１９ページをご覧ください。公営企業の目標値に太陽光発電設備であるとか、太陽熱利用設備の導入についての記載数値を入れてはどうかといったご意見がございました。

こちらについては、次の２０ページの中央に、同じく公営企業の項目があり、期間内において、公営費用ではこちらの施設利用の合理化による環境負担の軽減により注力をしていくという考えがありまして、こちらの方で相当量の削減、目標を設置しており、こちらを重視することから、原案のとおりとさせていただきます。

資料２－５運用手引きをご覧ください。こちら７ページについては、排出の目標を施設ごとにより細分化したものになっております。総計表を作って、目標数値との比較を行うことはどうかといったご意見がございました。

この細分化したデータについては、毎年の進捗管理において集計し、ホームページ等で公表していることから、原案のとおりとさせていただきます。

７ページをご覧ください。 こちらの表の下の注意書きのところに、※公用車による排出は含まないとありますが、含めるべきであるといったご意見をいただきました。

公用車は、市長部局と教育委員会とで共同利用しており、事業者別または施設用途別での算定ができないことから、原案のとおりといたします。なお、佐倉市役所排出量の合算値には、公用車による排出量が含まれています。

資料８ページをご覧ください。１）日常業務における省エネルギー活動というところに、車通勤についても啓発として書くべきだといったご意見をいただきました。

ご意見を踏まえ、ここに「通勤には可能な限り、公共交通機関や自転車の利用、徒歩とする」という文言を追加し、修正をいたしました。

資料１２ページをご覧ください。電力販売契約（PPA）等の手法を活用し、推進しましょう。という文言について、「既存の公共施設の屋上に太陽光発電設備

を設置しましょう。駐車場には駐車スペースの上に太陽光発電設備を設置しましょう。」という記述に変えるべきというご意見をいただきました。
電力販売契約という手法が重要と認識していること、駐車スペースも公共施設に含まれることから、原案のとおりといたします。
私からは以上です。

【議長（会長）】
ただいまの説明を通して、さらにご意見・ご質問はございませんでしょうか。

４　答申

【議長（会長）】
無いようですから、これから答申について審議したいと思います。
他にご意見がないようですので、これから答申について、審議したいと考えますが、本案件については、ご承知のとおり、前回１１月の審議会において事務局から説明を受け、そしてそれに対して委員の皆様からいろいろご意見・ご提案をいただき、必要箇所の修正をして、本日の審議会に最終案として提出されたものです。
このような経緯を考えてみると、各計画とも最終の改定素案（Ver. ２）については、審議会の意見は十分に反映されており、このまま承認する形で答申しても宜しいのではないか、という考え方が一つ、また一方では、不十分な部分があるので、付帯事項を付して答申するという選択肢もあります。
委員の皆様におかれましては、いずれの形とするか、ご意見を伺いたいと思います。
なお、付帯事項を付するならば、どういう内容を、どういう文言で記載するのかについて、あわせてご提案をしていただきたいと思います。
では挙手して、意見をお願いします。

【委員】
答申については異存ありませんが、一つお聞きしたいことがあります。環境基本計画における重点プロジェクトについてであります。
環境基本計画では３０の施策と１０３の事業が示されており、その中で特に重要であると考えられる施策、事業を重点プロジェクトとして位置付けることは分かりますが、選定された３つの項目はいずれも基本計画に掲げられた施策、事業そのままではありません。単純ではないようです。
例えば「谷津の保全」では「仕組みづくり」に絞り込まれています。施策体系全体と重点プロジェクトとの関係性をお聞きしたいと思います。

【委員】
　私からも１つ気になることがありまして、『ご意見・対応一覧（２回目）』の１番についてです。印旛沼 COD の目標値について、これは印旛沼流域水循環健全化計画からとったものと伺いましたが、健全化会議は県の付属機関であるため、公的な計画案としては、目標値が低くても、上位の第８次湖沼計画の数値を参照すべきではないでしょうか。一意見として聞いていただければと思います。

【議長（会長）】
　では話を戻しまして、いろいろとご意見が出されましたが、私としては、結論として、付帯事項を付けないで、当局案で承認するということで、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。
　意見等がないようですので、付帯事項なしで答申することといたします。事務局は答申書の準備をお願いします。

【司会（生活環境課長）】
　それでは、これより答申書の準備をさせていただきます。会長には、答申書を確認していただき、会長印の押印をお願いいたします。委員の皆様は、大変申し訳ございませんが、そのままお待ちいただきますようお願いいたします。

【議長（会長）】
　答申書の準備が整ったようですので、事務局は委員の皆様に答申書の写しを配付してください。
　それでは答申を行います。これから答申が終了するまでの間、進行については事務局でお願いします。

【司会（生活環境課長）】
　それでは、これより本橋会長から西田市長への答申を行います。市長と本橋会長はご起立願います。それでは本橋会長、よろしくお願いいたします。

【議長（会長）】
　１１月１４日にあった諮問に対し、当審議会が十分かつ慎重に審議を重ね、本日、答申いたします。
　なお、計画を策定するに当たっては、本答申及び本審議会における審議を踏まえて進められるようお願いいたします。

【市長】
　会長からもありましたが、皆様のご意見を改めて読ませていただきまして、今後の佐倉市に活かしていまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【司会（生活環境課長）】
ありがとうございました。市長と会長は、ご着席願います。

５　市長あいさつ
【司会（生活環境課長）】
　それでは市長から、ご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【市長】
　皆さん、こんにちは。佐倉市長の西田三十五でございます。委員の皆様方におかれましては、第２次佐倉市環境基本計画及び第２次佐倉市地球温暖化対策実行計画事務事業編の改正にあたるご審議に際し、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。
　ご審議のなかで、様々なご意見や貴重なご提案があったと伺っております。私も議事は必ず読ませていただきます。
　この度会長からいただきました答申を基に、２種類の計画の改訂を進めてまいりますとともに、 今後の地球温暖化対策の推進に向けて、オール佐倉で取り組んでまいります。 今後とも市政の運営に対しまして、格別のご理解ご協力をいただきますよう、お願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本当に長時間に渡りまして、ありがとうございました。
　今１番大切なことでありますので、しっかりと答申を頂いたことを致してまいりますので、今後ともお力添えよろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日までありがとうございました。

【司会（生活環境課長）】
　ありがとうございました。以上をもちまして、答申を終了させていただきます。なお、市長はこの後別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。
　では、引き続き、本橋会長には議事進行をよろしくお願いいたします。

６　その他
【議長（会長）】
　皆さん何かありますか。

【生活環境課】
　この後の審議会の皆様に対するスケジュールのご説明をさせていただきますが、その前に、先ほど答申に移る前に委員からいただきましたご質問についてご説明させていただきます。
　環境基本計画の重点プロジェクトについてのご質問があり、この前段あたる、第３章に記載の各施策と一致した記載になっていないという点についてお答えいたします。お手持ちの資料１－２の中の１６ページ、こちらに基本目標が５つ、個別目標が１３とありますが、 こちらの中から重点プロジェクトとして抜き出したりはしないのかということでご質問いただいたと認識しております。
　こちらに関して、例えば、重点プロジェクト１としては、谷津保全を継続する仕組み作りということで載せていますが、この谷津保全の継続に関しては、資料の１７個別目標の３）みどり・水辺の保全の中に含まれるものとして、記載があるものの、 重点プロジェクト内では、主な取り組みとして、下段のところで様々な取り組みの案というものを記載しております。これらに関しては、単純にみどり・水辺の保全というだけでなく、環境パートナーシップの視点等も入ってきますので、分野横断的な事業という風に選定の基準を定めて、このような設定になっております。以上です。

【生活環境課】
　続けて２点ご連絡させていただきます。
　１点目がお手元の資料上段に記載の、２つの計画改定に関する今後のスケジュールとあります。本計画については、この後、本日ご審議いただいた素案に基づき、令和５年１月２５日に、市長を本部長、副市長を副本部長、市長副市長以外の特別職及び部長級職員を本部委員とする、佐倉市地球温暖化対策推進本部会議に諮りまして、市内部での計画改定案の最終決定を行います。その後、２月から３月の間でパブリックコメントを行い、市民の方から計画案に対するご意見の募集を行います。これらの手続きを経て、今年度中に計画改定を完了させる予定となっております。
　続けて２点目です。同じ資料の下段に記載の佐倉市環境審議会、今年度のスケジュールに関してご説明いたします。 現在、佐倉市の環境行政につきましては、第２次佐倉市環境基本計画に基づき、様々な取り組みを進めております。佐倉市環境基本計画は、令和２年度から令和１３年度までをその計画期間としており、その進捗状況をこの佐倉市環境審議会に対して報告するものとしております。また、一方で佐倉市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関して講じた政策等を明示することとして、佐倉市環境白書を作成し、公表しております。佐

倉市環境基本計画の進捗状況につきましては、佐倉市環境白書の中の「第３章環境行政の推進」として、取りまとめた内容を公表する予定としておりますので、第３章の原稿案について、委員の皆様の事前のご確認とご意見をいただきたいと考えております。

時期は令和５年２月から３月に書面郵送、またはメールにより行う予定としておりますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。この手続きを取らせていただいた後で、今年度中に令和４年版佐倉市環境白書を発行・公表する予定としております。

以上でございます。

こちらの件について何かございますでしょうか。

【委員】

パブリックコメントについて、どのような意見があったかというのは、私たちは知ることができるのでしょうか。

【生活環境課】

パブリックコメントでいただいたご意見とそのご対応は、ホームページ等で公開する予定であり、委員の皆様にもお知らせいたします。

【委員】

対応については、市民と同時ではなく、公表する前に一度委員に確認するという形式をとるべきではないでしょうか。

【生活環境課】

はい、そのように対応させていただきます。

【委員】

今のお話の続きですけれども、いただいた意見は、「広報さくら」でより広く市民の全体に行き届けるようなかたちで公表したほうがいいかなと思っています。

【生活環境課】

パブリックコメントは、佐倉市の条例等に基づいた、市民からの意見公募というかたちの手続ですが、広報紙につきましては、紙面の制約等もございます。

我々としては、市政資料室への配架やホームページでの公開等で最大限、市民の皆様に伝わるようにいたします。

【委員】
　では、今までは、パブリックコメントで寄せられた市民からの意見が、実際に計画に反映された事例はあるのでしょうか。

【生活環境課】
　市では他の様々な部門においても、計画の策定等にあたってパブリックコメントを募集しておりますが、いただいた意見をもとに、変えるべき所は変えますし、中には意見無しということもございます。また、いわゆる補足説明をもって原案のままとさせていただく場合など様々ですが、基本的に大きく変わるということは、私はあまり見たことがありません。

【委員】
　パブリックコメントを市民から募って、たくさんの意見が出るわけではないと思いますが、今回の改定について、市民にどの程度浸透しているかというのが、私の感覚として掴めなかったこともありまして、それを把握する手段として、アンケートなどを用いて、市民からのフィードバックを受けられるような事業があると良いのではと思います。

【生活環境課】
　貴重なご意見ありがとうございます。
　先ほどのご質問について、公表の方法に関してですが、ホームページだけでなく、ケーブルテレビの番組等でも機会があれば積極的にアピールできるよう努めてまいります。また、ご意見についてのフィードバックの機会についても、内部で検討させていただき、受け入れ体制を整備できるよう努めてまいります。

【議長（会長）】
　ありがとうございます。
　それともう一つ、今後のスケジュールについてですが、具体的な会議の開催日程についてはどうなっているのでしょうか。

【生活環境課】
　はい、簡単に申し上げますと、今年度につきましては、これ以降、特段ご審議にかける事案はございませんので、３月末までは特に予定はございません。令和５年度以降につきましては、少なくとも来年度に１回はお集りいただき、進捗状況の報告等を行いたいと考えております。

なるべく早い段階でスケジュール調整を行いたいと思いますので、その際はよろしくお願いいたします。

【委員】
今回、様々な意見が出て、取り入れられたものや、保留になったものがあると思いますが、中には先進的なご意見などもありますので、次期の改定の時にぜひそれを反映できるように、活かしていただきたいです。
そして、太陽光パネルについてですが、廃棄物としての処理の問題が取り沙汰されておりますので、佐倉市でも、常に情報収集されて、後手にならないように対応をお願いしたいと思います。

【生活環境課】
貴重なご意見ありがとうございます。
次期改定について、ご意見承りました。ありがとうございます。
太陽光パネルの廃棄物問題につきましては、老朽化であったり、処分等に関して、アンテナを高くして国や県からの情報収集に努めたいと思います。

【司会（生活環境課長）】
以上、よろしいでしょうか。では２点ご説明させていただきます。
１点目は会議録の公開についてです。
会議の冒頭にも申し上げましたとおり、本日の会議録につきましては、要録を作成し、出席委員全員の確認を経て確定、公開することといたします。内容がまとまり次第、要録をお送りいたしますので、委員におかれましては内容の確認と修正について、ご協力のほどお願い申し上げます。みなさまの確認が済みましたら、会議要録はホームページ等で公開させていただきます。
２点目でございますが、事前に配付いたしました一部の資料には「公開厳禁」と記載させていただきましたが、本日のこの審議会終了をもって解除といたします。このため会議録の公開時に、公開厳禁の文字を削除した資料を併せて公表を行うことを申し添えいたします。
以上でございます。

７　閉会
事務局（生活環境課長）により閉会